

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所  
有限会社関善林業  
岩手県八幡平市作平 109 番地 1
2. 指名停止措置期間  
令和8年4月9日から令和8年4月22日まで（2週間）
3. 指名停止措置の範囲  
東北森林管理局管内
4. 事 実 概  
有限会社関善林業は、立木販売（薪炭共用林）において折壁薪炭共用林野組合から薪生産を依頼され、その作業中に死亡災害を発生させたため。
5. 指名停止措置理由  
上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準第8号（安全管理の措置が不適切により生じた工事関係者事故）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(安全管理の措置が不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通5-9-16  
総務企画部 経理課長 山田 清美 電話 018-836-2070